

# 令和5年第12回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和5年12月26日(火)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 集会室							
開 会	令和5年12月26日 午後2時46分							
閉 会	令和5年12月26日 午後3時46分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	藤村 徳之	出席		荒井 晃一	出席	木暮 剛	出席
	2	松本 信次	出席		今井 徹	出席	野本 照夫	出席
	3	矢部 英利	出席		田沼 茂	出席	馬場 勝美	出席
	4	酒巻 貞夫	出席		中谷 文秋	出席	関口 正	出席
	5	小林 良浩	出席		金子 昇	出席	渡邊 仁	出席
	6	萩原 豊	出席		河野 博	出席	秋池 功	出席
	7	加藤 豊	出席		加藤 勇	出席	岡野 孝	出席
	8	江原 浩昭	出席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
	9	大賀 文吉	出席		武井 正夫	出席	三ツ木 宏之	出席
	10	大塚 明夫	出席		卯月 良治	欠席		
	11	岩崎 新一	出席		金子 善行	出席		
	12	渡邊 秋夫	出席		永澤 幸一	出席		
	13	島田 豊	出席		安野 悦男	出席		
議事録署名人			矢部 英利 ・ 島田 豊					
議事参与			板倉 秀行 ・ 藤村 剛 ・ 下山 優美					
書 記								

会議事件名

- 議案第46号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第47号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第48号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について
- 議案第49号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について

顛末

令和5年12月26日  
開会 午後2時46分

【会長代理】 これより、令和5年第12回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、13名出席ですので定例会は成立しております。  
議案書の訂正はありませんか。

【事務局】 議案書の訂正をお願いします。別紙で配付しました「第12回鴻巣市農業委員会提出議案の訂正について」をご覧ください。1つ目が2ページの議案第47号 農地法第5条の規定による転用許可申請 番号61についてですが、鴻巣市埋め立て等に関する指導要綱の規定に基づく協議が環境課と整っていないため、保留とし来月に審議をお願いする予定ですので、番号61の削除をお願いします。これにより、賃借権の設定1件18筆の集計の所を削除してください。2つ目が9ページの農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、番号178の受人住所の訂正です。3つ目が10ページの農業用倉庫に係る届出書について、番号2と番号3を逆に記載してしまいましたので、番号の訂正をお願いします。また、転用目的を農業用施設に訂正してください。  
以上です。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号3番 矢部 英利 委員・番号13番 島田 豊 委員をお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第46号 農地法第3条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 議案について説明します。  
議案第46号 農地法第3条の規定に関する件  
所有権の移転 2件 18筆

番号20

	<p>受人は花き栽培を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は1060日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は167.69アールで、自宅から申請地までは約1キロメートル以内であり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【加藤 豊 農業委員】	<p>番号20について調査してまいりました。受人は、花き栽培を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、花や野菜などを作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【加藤 勇 推進委員】	<p>番号20について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号21について内容説明を事務局をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号21 受人は稲作と畑作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作</p>

	人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人の構成員すべての農作業従事日数は800日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は4,791.79アールで、会社から申請地までは約1.3キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【萩原 豊 農業委員】	番号21について調査してまいりました。受人は、稲作と畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【木暮 剛 推進委員】	番号21について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第46号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第46号について原案のとおり

<p><b>【事務局】</b></p>	<p>決定いたしました。続きまして、議案第47号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p> <p>議案について説明します。</p> <p>議案第47号 農地法第5条の規定による転用許可申請 使用貸借権の設定 3件 16筆</p> <p>番号59</p> <p>受人は、現在市外の借家に1人で暮らしています。現在の会社における単身赴任を終えて、埼玉県に帰郷することとなったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、父が所有する宅地の一部を借り受ける話がまとまり申請するものです。しかし今回、住宅敷地が建築基準法上の接道要件を満たす道路に接していないことが判明したため、同法に適合するよう本申請地を父から借り受け、進入路として農地転用を計画したことに伴い申請するものです。</p>
<p><b>【議長】</b></p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p><b>【大賀 文吉 農業委員】</b></p>	<p>番号59について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。）」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅の進入路ということで周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
<p><b>【議長】</b></p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p><b>【関口 正 推進委員】</b></p>	<p>番号59について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築することですが、隣接農地との境界にはマウントアップ及び土留めブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の</p>

	利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【渡邊 秋夫 農業委員】	自己用住宅の進入路の農地転用とのことですが、住宅が建築される部分の農地転用は済んでいますか。
【事務局】	住宅が建築される部分は、元々宅地であるため農地転用が不要です。
【議長】	他に質問はありませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号60について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号60 受人は、現在市内の借家に家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を父から借り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【藤村 徳之 農業委員】	番号60について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地(原則不許可農地)に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。

【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【安野 悦男 推進委員】	番号60について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、水路に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号62について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号62 本申請は農地改良による一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、申請地所有者が農地改良を依頼し、耕作の効率向上を図るための申請です。受人は良質土で埋め立てを行い、工事期間は9ヵ月間となっております。また、農地改良に伴い「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」に基づき手続きが必要となる土砂のたい積許可申請については、埼玉県中央環境管理事務所へ申請済みです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【大賀 文吉 農業委員】	番号62について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用地区域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかしながら、本申請は農地改良をするための一時転用で耕作可能な良質土で埋め立てし、周辺農地に被害を及ぼさないようにする旨の誓約書も添付されており問題ないと判断します。工事期間は9ヵ月間とのことですので周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるため、問題

	はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【渡邊 仁 推進委員】	番号62について調査してまいりました。本申請は、良質土で埋め立てて農地改良を行うということですが、農地改良完了後は、〇〇〇〇氏が農地を借り受け、麦を作付ける計画となっております。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第47号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第47号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第48号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について上程いたします。本議案には〇〇〇〇推進委員の親族が申出人となっている証明書が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないことになっております。また、農地利用最適化推進委員につきましても、同法同条による議事参与制限を適用させることが望ましいと考えられることから、該当の委員は、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。
	(指名された委員の退出)
	それでは番号4について、島田 豊農業委員より議案説明をお願いします。



<p>【島田 豊 農業委員】</p>	<p>番号4 この件につきまして、令和5年12月14日に事務局とともに調査したところ、番号4について申出事由の生じたものが、農業を継続して行っていたと認め、農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、次に番号5について、松本 信次農業委員より議案説明をお願いします。</p>
<p>【松本 信次 農業委員】</p>	<p>番号5 この件につきまして、令和5年12月15日に事務局とともに調査したところ、番号5について申出事由の生じたものが、農業を継続して行っていたと認め、農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第48号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(全員挙手)</p>
<p>【議長】</p>	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第48号について原案のとおり承認いたします。続きまして、議案第49号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について上程します。本議案には〇〇〇〇推進委員の親族が相続人となっている証明書が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないことになっております。また、</p>

	<p>農地利用最適化推進委員につきましても、同法同条による議事参与制限を適用させることが望ましいと考えられることから、該当の委員は、当該議案の審査開始から終了まで引き続き退席していただきます。</p> <p>それでは番号4について、島田 豊農業委員より議案説明をお願いします。</p>
	<p>番号4</p>
【島田 豊 農業委員】	<p>この件につきまして、令和5年12月14日に事務局とともに申請地の調査を行いました。本案件の審査対象となる農地は適正に管理されていることを確認してまいりました。今後も継続して農業を行うとのことでありますので、適格者と認定してよろしいと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【酒巻 貞夫 農業委員】	<p>被相続人の年齢に記入がないのは、どうしてですか。</p>
【事務局】	<p>被相続人は亡くなっていることから未記入としています。</p>
【議長】	<p>他に質問はありませんか。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第49号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第49号は原案のとおり承認いたします。</p> <p>(退出した委員の入室)</p>
	<p>続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。</p> <p>令和5年11月11日～令和5年12月11日受付分</p>

	<p>農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出</p> <p style="text-align: center;">3件      3筆      977.74㎡</p> <p>農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出</p> <p>  所有権の移転      15件      36筆      4,156.97㎡</p> <p>  使用貸借権の設定      4件      5筆      1,536㎡</p> <p>農業用倉庫に係る届出      2件      2筆      234㎡</p> <p>合計届出件数      24件      46筆      6,904.71㎡</p> <p>これらは、全て会長専決でございます。</p> <p>何かご質問はございませんか。</p>
【一同】	(特になし)
【議長】	続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず、農業委員・推進委員の方から何かありますか。
【一同】	(特になし)
【議長】	最後に事務局から何かありますか。
【事務局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業委員候補者（認定農業者等）の再募集について</li> <li>・ 荒川河川敷の河川占用地の農地台帳の取扱いについて</li> <li>・ 高温障害による規格外米の災害助成金について</li> <li>・ 親睦会新年会について</li> <li>・ 農振除外審議会について</li> </ul>
【会長代理】	<p>これをもちまして、令和5年第12回定例会を閉会いたします。</p> <p>なお、次回の定例会は令和6年1月25日（木）午後2時30分より場所は鴻巣フラワーセンターにて開催を予定しております。</p>
	閉会      午後3時46分